

○おいらせ町社会教育委員等公募委員選考要綱

令和 4 年10月28日

教育委員会告示第20号

(趣旨)

第1条 この告示は、おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年おいらせ町条例第31号。以下「条例という」。）第3条及び第4条の規定に基づき、おいらせ町社会教育委員等における公募による委員の選考方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) おいらせ町社会教育委員等における公募による委員（以下「公募委員」という。） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として法律又は条例により設置されている教育委員会の附属機関で庶務担当課が社会教育・体育課であるもののうち公募による委員をいう。

(募集人数)

第3条 公募委員数は、原則として委員定数の2割以内とし、委員の男女比については、男女の数がそれぞれ半数になるよう努めるものとする。

(応募資格)

第4条 公募委員の応募資格は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 満18歳以上の者
- (2) 当町に住所又は勤務先を有する者
- (3) 平日日中の会議に出席できる者

(4) 行政機関の職員及び地方公共団体の議会の議員でない者

(5) 町税等を滞納していない者

(公募及び応募方法)

第5条 公募は、別に定める公募要項（以下「公募要項」という。）を町ホームページに掲載する等、広く周知できる方法により行うものとする。

2 応募は、公募要項により申込書（条例施行規則様式第5号。以下「申込書」という。）を提出して行うものとする。

(選考委員会の設置)

第6条 応募者の中から公募委員を選考するため、おいらせ町社会教育委員等公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 選考委員会は、社会教育・体育課長、社会教育・体育課長補佐、阿光坊古墳館長をもって構成する。

3 選考委員会には、選考委員長を置く。

4 選考委員長には、社会教育・体育課長をもって充てる。

5 選考委員長に事故があるとき又は欠けたときは、社会教育・体育課長補佐がその職務を代理する。

6 選考委員会は、選考委員長が必要に応じて招集する。

7 選考委員会の庶務は、社会教育・体育課において処理する。

(選考方法及び基準)

第7条 公募委員の選考は、提出された申込書により行う。

2 公募委員の選考は、別表「おいらせ町社会教育委員等公募委員選考基準」によるものとする。

3 選考委員の平均点が、30点以上であることを最低基準点とし、最低

基準点を満たさない場合は、選任することができない。

4 公募委員の選考にあたっては必要に応じて面接を行う。

5 選考の結果、合計得点が同点の場合には、選考委員会により総合的に判断して順位を決めるものとする。

6 教育長は、選考結果を基に選任する者を決定する。

(選考結果の通知)

第8条 選考結果は、応募者本人に通知する。

(公募に関する特例措置)

第9条 応募者が募集人員に満たなかった場合又は選考において該当者がなかった場合は、公募によらないで委員を選任することができる。

2 日程に余裕がないときは、公募によらないで委員を選任することができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、選考委員会の議事その他の運営に関し必要な事項は、選考委員長が選考委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表（第7条関係）

おいらせ町社会教育委員等公募委員選考基準

評価項目 評価基準（配点）	評価	内 容
○幅広い年齢層 （１０点）	点	【選択方式】 公募委員を除いた委員候補者に ・１０歳区分に分けた場合、同区分がないとき⇒１０点 ・１０歳区分に分けた場合、同区分が１人しかいないとき⇒５点 ・１０歳区分に分けた場合、同区分が２人以上いるとき⇒０点 ・不明⇒５点
○男女比 （１０点）	点	【選択方式】 公募委員を除いた委員候補者に ・異性が多い⇒１０点 ・男女比が同数である、又は不明⇒５点 ・同性が多い⇒０点
○附属機関の委員の経験 （１０点）	点	【選択方式】 ・経験していない⇒１０点 ・経験している⇒５点 ・現在、他の委員に任命されている⇒３点 ・現在、２つ以上の他の委員に任命されている⇒０点
○まちづくりに貢献する 住民活動やボランティア 活動の経験 （１０点）	点	【選択方式】 ・経験がある⇒優良（１０点）・良（７点）・有（５点） ・経験がない⇒無（０点）
○応募の動機、意欲、考 え方 （１０点）	点	【選択方式】 ・優良（１０点）・良（７点）・有（５点）・不可 （０点） 応募動機に意欲や熱意が感じられ、考え方や意見に偏りが無い。
○職業・経歴 （１０点）	点	【選択方式】 ・優良（１０点）・良（７点）・有（５点）・不可 （０点） 社会教育事業に関する知識・経験が備えていると判断される。
合 計 （６０点）	点	

別表（第 7 条関係）